

刃物のまち関シティマラソン売店募集要項

刃物のまち関シティマラソン実行委員会（以下「実行委員会」という。）が開催する「2014 刃物のまち関シティマラソン」における参加者・関係者及び観覧者の便宜を図るとともに郷土の物産を広く紹介するため、次のとおり募集する。

1. 販売場所

実行委員会が指定する場所とする。

※関市中池公園内

2. 販売日時

平成26年3月16日（日）

午前7時～午後1時頃

3. 出店数、出店位置及び規模

出店数、出店位置は実行委員会が決定し、規模は原則として1店舗当たり1テント（2間×1.5間）以内とする。ただし、1店舗で2テント以上の希望がある場合は、出店状況等を勘案し、実行委員会において調整する。

4. 取扱品目

売店における取扱品目は、次に掲げるものとする。

- （1）スポーツ用品
- （2）観光物産品
- （3）飲食物（アルコール飲料を除く。）

ア 製造加工品

食品衛生関係法令に規定する営業許可施設等で製造または加工された食品で、容器包装等により衛生的な措置がとられ、法令等の規定に基づく適正な表示がなされているもの。

イ 現場調理品

売店において調理する食品は、簡易な調理、加工のみとし、あらかじめ営業施設等において下処理されたものを搬入して、提供直前に加熱調理を行うものであること。

- （4）その他実行委員会が特に認めたもの。

5. 出店者の条件

出店を申請できる者は、次の条件を満たすこととする。

- （1）法令等により許可または登録を必要とする営業については、当該許可または登録をうけていること。
- （2）法令等に違反して過去1年間処分を受けていないこと。

- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77条)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)または法第2条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下「暴力団員等」という。)でないこと。
- (4) 販売員として、暴力団員等を使用し、または雇用していないこと。
- (5) その他実行委員会が特に認めた者。

6. 出店申請

出店希望者は、実行委員会が定める期日までに、売店出店申請書(様式第1号)に売店出店概要書(様式第2号)を添えて実行委員会に提出する。

7. 出店者の選定及び出店許可証の交付

- (1) 実行委員会は、本要項に基づいて出店希望者の選定を行い、適当であると認めた者に内定通知書を交付し、内定を受けた者は、同意書等関係書類を実行委員会に提出の後、出店許可証を交付する。
出店許可証を受理後、速やかに出店料を実行委員会が指定する口座に入金するものとする。
- (2) 出店申請者数が予定売店数を超えたときは、市内に店舗を有している者を優先し、これによりがたい時は抽選により選定する。

8. 保健所への届け出

食品を販売する売店の許可を受けた出店者は、保健所に食品衛生法に必要な許可申請等を行う。

9. 経費の負担

- (1) 売店の運営に要する経費は、出店者が負担する。
- (2) 出店者は、売店の設置及び撤去に要する相当分として、実行委員会が別に定める額を出店料として負担する。ただし、実行委員会が特に認めた者は、この限りではない。
- (3) 既に納付された出店料は、還付しないものとする。ただし、実行委員会が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

10. 売店運営に必要な設備等の基準

売店の運営に必要な設備等の基準は、次のとおりとする。

- (1) 実行委員会が準備する1ブースあたりの設備等
 - ア テント(2間×1.5間) 1張
 - イ 長机 2台
 - ウ イス 2脚
- (2) 給排水設備が必要な場合は、出店者において準備すること。
- (3) 発電機が必要な場合は、出店者において準備すること。

- (3) 食品を取り扱う売店については、食品衛生関係法令の基準に従い、陳列保管または冷蔵設備があり、容器包装等により汚染防止の措置を講ずること。
- (4) 早期飲食等を即す旨の看板等を設置すること。
- (5) 商品が見えやすいように、売店の規模に応じて陳列設備を設けること。
- (6) その他関係法令等に適合していること。

11. 売店責任者

- (1) 出店者は、当該従業員の中から売店責任者を定め、設置期間中は常駐させる。
- (2) 売店責任者に変更があったときは、直ちに実行委員会に報告しなければならない。
- (3) 食品を取り扱う売店責任者は、調理・保管・販売等が衛生的に行われるよう十分配慮し、従業員の指導に努めなければならない。

12. 禁止事項

出店者及び従業員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 出店の権利を第三者に譲渡または転貸し、若しくは管理運営を委託すること。
- (2) 商品を不当な価格で販売をすること。
- (3) 指定された場所以外での立ち売り及び呼び込み販売をすること。
- (4) アルコール飲料及び危険物を販売すること。ただし、実行委員会が認めた土産品は除く。
- (5) 申請し許可された品目以外の商品を販売すること。
- (6) 拡声器、音響機器類を使用すること。
- (7) 火気を使用すること。ただし、実行委員会が許可した者に限り、火気の使用ができることとする。
- (8) その他、大会運営に支障があるような行為をすること。

13. 遵守事項

出店者及び従業員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 出店許可証を店頭の見やすい場所に掲示すること。
- (2) 売店及びその周辺の清掃は、出店者の責任で行い、その日に発生したゴミは各自で持ち帰り処分すること。
- (3) 販売品には、関係法令等の定めるところにより、適正な表示を行い、販売価格を明示すること。
- (4) 売店の装飾は、販売品等を表示する看板等を主体とし、宣伝広告用のものは掲示しないこと。
- (5) 食品を販売する売店にあたっては、紙容器、空きびん、空き缶等を回収する販売方法をとること。
- (6) 販売品等の搬入搬出に使用する車両には、実行委員会が別に交付する駐車許可証を掲示すること。
- (7) 販売品等の搬入、陳列及び搬出は、大会運営に支障がないよう、実行委員会

の指示に従い、必ず定められた時間内に行うこと。

- (8) 従業員の服装は清潔な衣服を着用すること。
- (9) 接客にあたっては、好感を与えるよう親切、丁寧な対応を心がけること。
- (10) 電源確保のため、発電機を使用する場合は、防音型等のものを使用し、騒音により大会運営及び周囲に支障の無いようにすること。
- (11) 食品衛生関係法令に規定する管理運営基準を遵守すること。
- (12) その他関係法令等を遵守し、施設管理者及び実行委員会の指示に従うこと。

14. 管理運営

売店における販売品及び売店備品の管理は、出店者の責任において行うものとし、火災、盗難、その他不可抗力による災害に対しても、実行委員会は一切責任を負わないものとする。

15. 事故等発生時の対応

売店において、事件、事故等が発生したとき、または不審者、不審物を発見したときは、売店責任者は直ちに実行委員会に報告するとともに、その指示に従うこと。

16. 許可の取消し

実行委員会は、出店者が次のいずれかに該当したときは、出店許可を取り消すことができる。

- (1) 関係法令及び本要項に違反したとき。
- (2) その他実行委員会が不相当と認めたとき。

17. 原状回復

出店者は、期間終了後、速やかに出店に要した物品等を撤去し、原状回復をしたのち、実行委員会に報告しなければならない。

18. 損害賠償

出店者及び当該従業員は、会場内の施設、他の出店者または第三者に対して損害を与えたときは、その賠償の責任を負うものとする。

19. その他

業務遂行上、生じたトラブルについては、決定業者において適切に対応し、処理すること。

この要項について疑義が生じたとき、または定めのない事項については、関係者と協議の上、実行委員会が定めることとする。

20. 申込期間 平成26年1月10日(金)～31日(金)※必着

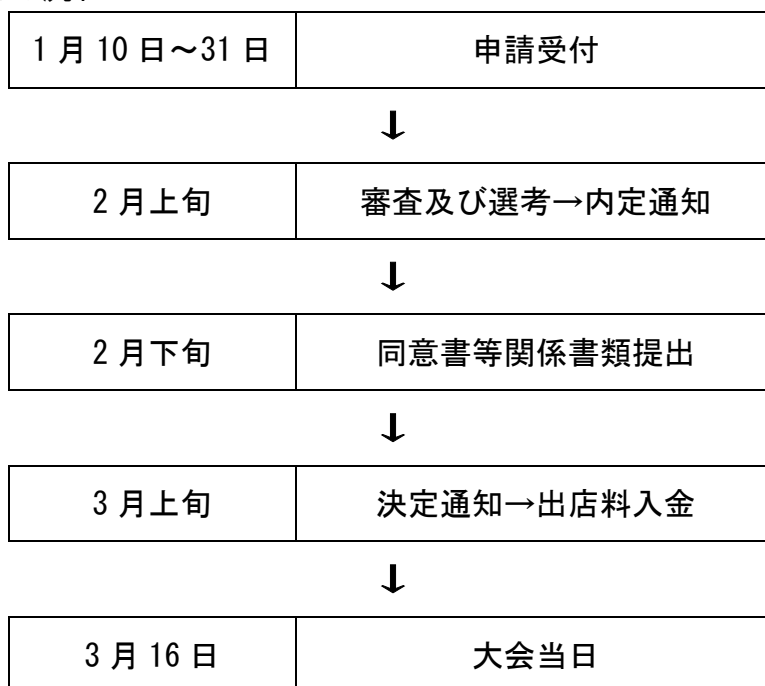
21. 提出書類 売店出店申請書(様式第1号)

売店出店概要書（様式第2号）

22. 申請方法 期限までに上記提出書類を実行委員会事務局へ提出すること。
※郵送可（封筒に「売店出店申請書」在中と記載すること。）
※FAX・E-Mail 不可。

23. 問合せ先 刃物のまち関シティマラソン実行委員会事務局
〒501-3802 岐阜県関市若草通2丁目1番地
関市総合体育館 関市スポーツ推進課内
TEL 0575-23-7766 FAX 0575-23-7765
E-mail sports@city.seki.lg.jp
※月曜（休日除く）

24. 決定までの流れ



別表

【出店料】

出店者区分	規模	出店料
関市内に店舗等を有する者	1ブース	2,000円
上記以外の者	1ブース	5,000円

※協賛（広告）企業及び団体については、出店料を半額減免する。